

自己点検事項

◇ 全視野精密網膜電図(D258-3)

(1)眼科を標榜している保険医療機関であって、眼科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2)国際臨床視覚電気生理学会の推奨する刺激条件で、全視野刺激により網膜の杆体系と錐体系の網膜電図をそれぞれ分離して記録する装置を有する施設である。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・当該届出に係る常勤医師の出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名